

まえがき

本書はこれまで筆者がレファレンスサービスを中心として執筆してきた論文（初出一覧を参照）に加筆・修正等を行い、まとめたものである。全体を3部構成とし、Ⅰ部を「図書館と情報資源に関する論考」、Ⅱ部を「レファレンスサービスに関する論考」、Ⅲ部を「利用者教育に関する論考」とした。

知識基盤社会といわれる現代社会では、公共図書館、大学図書館を問わず、知識資源を蓄積し提供する図書館には利用者の課題解決支援や学習支援をはじめとする多様かつ高度なサービスが求められている。そうしたサービスの中核にあるものが利用者の個別支援を担うレファレンスサービスである。個々の利用者への適切な課題解決支援や学習支援を提供するうえで重要となるのが、利用者の情報要求を的確に把握することである。図書館員による利用者の情報要求の的確な把握によって始めて、図書館は課題解決や学習活動に必要となる適切な情報資料の提供が可能となる。この情報要求の把握のために図書館員によって実施されるのがレファレンスインタビューであり、その成否は提供される回答が利用者の情報要求を充足するかどうかに関与する決定的な影響を及ぼすことになる。そこで利用者の情報要求を充足する適切な回答を提供するためには、利用者から情報要求に関するどのような要素について把握する必要があるのか、ということが重要となる。Ⅱ部に掲載した論考のうち、特に5章、6章、7章の3論考は、そうしたテーマについて理論と実践の両面から考察したものである。

本書は、こうした図書館員による利用者の情報要求の把握に関する理論研究と実践研究を扱った論考を中心に、図書館の基本的特性とその社会的意義、図書館情報資源のもつ特性、さらには利用者の主体的学習を支援する利用者教育に関する理論と実践について考察した論考を掲載している。以下、各部における各章の内容について解説する。

Ⅰ部は図書館の基本的な機能と図書館情報資源の特性を考察したものである。

1章では、公益という側面から図書館サービスの意義とその方法について論じている。『図書館の権利宣言』や『図書館の自由に関する宣言』のなかで示

されている多様な価値観を尊重した資料の選択・収集と提供という図書館サービスの理念は、公益という概念、さらには正義の原理からみても、図書館が担うべき公益であることを示している。同時に今日の図書館に求められる情報資源と利用者との仲介的機能が、図書館の果たすべき公益であることを明らかにしている。

2章では、文化資源に関する検討を通して図書館の基本的機能について考察している。図書館の基本的機能については、J. H. シェラが文化的遺産の保存と継承にあると述べ、P. バトラーが図書館員の役割を「文化の保管者」と述べるなど、図書館が対象とする図書資料を中心とする情報資源を文化資源として捉えることがきわめて重要である。そこで E. W. ジンマーマンの資源に関する理論的考察と P. ブルデューの文化資本論の考え方をもとに、図書資料を中心とする図書館情報資源の特性を明らかにしている。さらに文化の資源化という観点から、図書館による文化資源としての図書資料の組織化・保存が、文化資源の体系化と共有化において重要な機能を発揮することを示している。

3章では、図書館情報資源のもつ信頼性について、利用者の視点から考察するとともに、情報資源の生産者である著者の視点から、信頼性と密接にかかわる認識論的権威という概念に基づいて考察している。OCLC の2010年調査によれば、情報利用者は、図書館資源の特性としてその信頼性をあげ、ウェブ資源については、その利便性と迅速性をあげるなど、対照的な情報資源への捉え方をしていることが明らかにされている。そこで、その情報資源の信頼性の評価については、権威 (authority) という概念と密接に関係する「著者 (author)」というものが重要な要素となることを、P. ウィルソンと J. M. ボヘンスキーの「認識論的権威」という概念をもとに考察を加えている。

4章では、インターネット上の情報源が拡大し普及するなかで、情報探索者が選択する情報源について考察している。OCLC の2005年調査によれば、情報探索において最初に選択される情報源として探索者のほぼ7割が「サーチエンジン」をあげ、図書館の情報資源をあげているのは2割5分程度にとどまっている。その一方で、課題の重要性が高く、課題解決に取り組む時間が長いほど、図書館の情報資源に対する評価が高いことが明らかにされている。こうした情報資源の選択利用状況を踏まえ、今後のレファレンスサービスには、質問回答

にとどまらず、調査戦略の提示などを含む多面的な調査研究を支援するリサーチコンサルテーション型のサービスが求められることを示している。

Ⅱ部はレファレンスサービス、とりわけ利用者の情報要求を明らかにするために実施される図書館員による利用者へのインタビューを中心に考察したものである。

5章では、レファレンスインタビューに関して、R. S. テイラーの「情報ニーズのレベルに関する仮説」とN. J. ベルキン「変則的な知識状態仮説」をもとに、インタビューというものが、利用者の情報ニーズに関してテイラーが示した第2レベルである意識されたニーズ、さらには第一レベルである無意識のニーズにまで遡って把握されることの重要性について理論的に考察している。また、図書館員が把握できる情報ニーズの範囲とは、利用者が自らの情報ニーズに関して認識している内容について言語で表現しえた内容であること、さらにその言語表現された内容を図書館員が認識し理解しえた内容であることを示したうえで、利用者と図書館員の認識レベルと表現レベルの推移としてレファレンスインタビューのプロセスをとらえることの必要性を明らかにしている。

6章では、図書館員がレファレンスインタビューを通して把握する利用者の情報ニーズに関する認識内容を利用者モデルとしてとらえ、R. S. テイラーのフィルター論とB. ダービンの中立質問法をもとにそのモデルの構成要素について理論的に考察している。さらに、実際のレファレンスインタビューの事例をもとに利用者モデルの構成要素に関する内容が図書館員によって把握される過程、すなわち利用者モデルの構築の過程を分析している。

7章では、図書館員が利用者との質問応答過程を通して把握する情報ニーズの要素について、実際のレファレンスインタビュー事例を取り上げ、R. S. テイラーが仮説として提示した情報ニーズのレベルと関係づけながら考察している。すなわち、第一レベルのニーズは利用者が情報ニーズを意識させる契機となった問題状況の内容に対応し、第二レベルのニーズは意識された問題に関する処理の内容や情報利用目的に、第三レベルのニーズは必要とされる情報の主題に、第四レベルのニーズは探索戦略にそれぞれ対応することを具体的なレファレンスインタビューの事例を使って分析し明らかにしている。

8章では、情報要求について、プラトンの想起説とH. ベルクソンの記憶理論をもとに考察している。想起説によれば、情報要求とは、ある課題の解決のためにどのような知識を想起すればよいか明確にできない状態を指す。ここで想起の対象となるのは人類の記憶装置である図書に記録された知識が含まれることに注意することが重要である。さらに、無意識のレベルである潜在的な情報要求と意識のレベルにある顕在化された情報要求について、利用者と図書館員のレベルの類型を示したうえで、各類型に求められる図書館サービスに関して考察を加えている。

9章では、デジタル環境下において進展しているレファレンスサービスを取り巻く状況の変化に対応したサービスの在り方について考察している。デジタル環境下においては調査質問型のレファレンス質問の増加を背景に、4章でも取り上げたりサーチコンサルテーション型のレファレンスサービスが求められることを示している。また、従来のレファレンスデスク中心のモデルから、質問の難易度に関する類型に応じてレファレンススタッフを充てる階層化配置モデルについて取り上げている。

10章では、レファレンスサービスを取り巻く状況の変化に伴う利用者と情報源を仲介する図書館員の果たす機能の変容について考察している。そこでは、間接サービスにあたる情報源の組織化を扱う第一段階から、問題解決全般にわたって支援を展開する第5段階の機能が存在することを示している。

11章では、米国の公共図書館における近年の利用者サービスの動向を取り上げ、各種の利用者サービスの利用件数が増加するなか、直接サービスとしてのレファレンスサービスの件数が大幅に減少している実態とその背景について考察を加えている。

12章では、米国の研究図書館における近年の利用者サービスの動向を取り上げ、貸出サービスの利用件数の減少傾向とレファレンス質問の処理件数の大幅な減少傾向を示すとともに、その背景について論じている。さらに、レファレンス質問の処理件数の減少の一因ともいえる情報リテラシー教育の動向を取り上げている。そこでは、情報リテラシーの枠組みが「典拠性」という概念を中心に再定式化されていることを示している。

Ⅲ部は利用者教育に関する理論とその実践、さらには利用者教育を通して育

成される情報探索能力を考察したものである。

13章では、米国において提示された利用者教育の理論について取り上げている。理論化の方向性として、レファレンス資料を中心とする情報源の利用に関する教育を指向するアプローチと、レファレンス資料が利用される問題解決場面を重視し、認知学習理論に依拠した問題解決プロセスの学習のなかにレファレンス資料の知識とスキルの応用を組み込む問題解決アプローチを取り上げ、それらのアプローチの相互の関係と各アプローチの特質と問題点について考察を加えている。

14章では、大学図書館における利用者教育において育成すべき情報探索能力について、B. ブルームの「教育目標の分類体系」に依拠した体系化を取り上げている。そこでは、情報探索能力が、知識とスキルを対象にする認知領域だけでなく、熱意や意欲を扱う情意領域、さらには知識とスキルの実践場面における適用を扱う感覚・運動領域の内容から構成されることを示している。

15章では、利用者教育の実践例を取り上げ、情報専門職の役割について考察を加えている。具体的には、利用者が獲得すべきレファレンス資料や探索戦略に関する知識やスキルを中心とするコンテンツを重視し、その獲得を支援する情報専門職の役割と、レファレンス資料の利用を必要とする問題解決プロセスの学習とその過程における情報探索に関する知識とスキルの獲得を支援する情報専門職の役割について取り上げている。

以上、本書における3部構成と各部に収めた論考の概要について解説した。

凡例

I. 用語の表記について

1. 「情報ニーズ」と「情報要求」

これらの用語については、その意味範囲をそれぞれ区別する場合があるが、本書では、同一概念を示す用語として使用している。

2. 「サーチエンジン」と「検索エンジン」

章により、前者を使用している場合と後者を使用している場合があるが、同一概念を示す用語として使用している。

3. 「志向」と「指向」

章により、前者を使用している場合と後者を使用している場合があるが、同一内容を示す用語として使用している。

4. レファレンス・ソース，レファレンス・ツール，レファレンス資料

章により、表記が異なるが、同一概念を示す用語として使用している。

5. 「・」の使用の有無

複数の単語からなる英語表記をカタカナ表記にする場合、単語ごとに「・」を入れて表記している場合と「・」を入れずに表記している場合がある。

例：レファレンス・インタビュー，レファレンスインタビュー

II. 引用文献中のウェブサイトの表記

引用文献の中にあるウェブサイトの「最終アクセス日」については、初出論文の引用文献の記載としているため、ウェブサイトのなかには、現在、リンク切れのものがある。

論考 図書館とレファレンスサービス

もくじ

まえがき……i

凡例……vi

I 部 図書館と情報資源に関する論考

1 章 図書館サービスの公益に関する考察 ————— 2

- 1.1 はじめに……………2
- 1.2 公益（public interest）概念に関する検討……………2
- 1.3 図書館サービスの公益観の類型とその展開……………10
- 1.4 『図書館の権利宣言』に見る図書館サービスの公益……………22
- 1.5 おわりに……………26

2 章 文化資源と図書館の機能に関する考察 ————— 29

- 2.1 はじめに……………29
- 2.2 文化と図書館……………29
- 2.3 資源概念とその類型……………37
- 2.4 文化資源の概念と文化の資源化……………43
- 2.5 おわりに……………50

3 章 認識論的権威としての図書館情報資源に関する考察 ————— 53

- 3.1 はじめに……………53
- 3.2 情報資源の選好と信頼性に関する認知……………53
- 3.3 認識論的権威と図書館情報資源……………63
- 3.4 認識論的権威の構造と図書館……………71
- 3.5 おわりに……………79

4 章 情報探索者が捉えたインターネット環境における情報源としての 図書館および図書館員の特性 ————— 81

- 4.1 はじめに……………81

4.2	情報検索者を取り巻く情報環境：エイベルズの情報探索モデル	81
4.3	OCLC 調査：情報源としての図書館への認知とその特性	83
4.4	情報源としてのチャットによるレファレンスサービス	87
4.5	課題の重要性と情報源としての図書館との関係	90
4.6	レファレンスサービスに求められる役割	92
4.7	おわりに	94

Ⅱ部 レファレンスサービスに関する論考

5章	レファレンス・インタビューにおける情報ニーズの認識レベルと表現レベル	98
5.1	はじめに	98
5.2	レファレンス・インタビューにおける情報ニーズのレベル ：テイラーの仮説	99
5.3	変則的な知識状態と情報ニーズの明記不能性 ：ベルキンの仮説を中心に	105
5.4	情報ニーズの認識レベルと表現レベル	111
5.5	おわりに	116
6章	レファレンス・インタビューにおける利用者モデル	120
6.1	はじめに	120
6.2	レファレンス・インタビューと利用者モデル	120
6.3	利用者モデルに関する理論的検討	124
6.4	事例研究	139
6.5	おわりに	146
7章	質問応答過程と情報ニーズのレベル	150
7.1	はじめに	150
7.2	質問応答とテイラーのモデル	150
7.3	情報ニーズのレベルとその内容	151
7.4	質問応答過程の分析	157
7.5	おわりに	161

8章 情報要求における無意識の機制に関する理論と図書館サービスへの 応用	164
8.1 はじめに	164
8.2 無意識の情報要求とプラトンの想起説	165
8.3 ベルクソンの記憶理論と情報要求	170
8.4 情報要求の類型と図書館サービスとの関係	172
8.5 おわりに	176
9章 デジタル環境におけるレファレンスサービスモデル： 大学図書館を中心に	178
9.1 はじめに	178
9.2 デジタル環境と図書館	178
9.3 デジタル環境におけるレファレンスサービスモデル	181
9.4 デジタル図書館におけるレファレンスサービスモデル	188
9.5 おわりに	191
10章 デジタル環境の進展による図書館と利用者との関係の変容： レファレンスサービスの仲介的機能の展開を中心に	194
10.1 はじめに	194
10.2 レファレンスサービスを取り巻く状況	194
10.3 レファレンスサービスの仲介的機能とそのレベル	197
10.4 利用者の学習支援と図書館	202
10.5 おわりに	203
11章 公共図書館におけるレファレンスサービスの動向と課題	206
11.1 はじめに	206
11.2 直接サービスをめぐる状況	206
11.3 継続的サービスの導入と間接サービスの強化	209
11.4 おわりに	210

12章 米国の研究図書館におけるレファレンスサービスの動向と 新たな情報リテラシーの枠組み	212
12.1 はじめに	212
12.2 研究図書館におけるレファレンスサービスの動向	212
12.3 レファレンスサービスと情報リテラシー教育	215
12.4 情報リテラシーと典拠性	220
12.5 おわりに	223

Ⅲ部 利用者教育に関する論考

13章 米国の大学図書館における利用者教育の理論化の動向	226
13.1 はじめに	226
13.2 利用者教育の理論化の背景と認知学習理論の導入	226
13.3 アプローチの類型化	229
13.4 アプローチの相互関係	238
13.5 おわりに	242

14章 大学図書館における利用者教育と情報探索能力	248
14.1 はじめに	248
14.2 利用者教育のアプローチ	249
14.3 情報探索能力の体系化	251
14.4 利用者の視点に立った利用者教育目標の体系化	257
14.5 おわりに	263

15章 利用者支援モデルと情報専門職の役割	266
15.1 はじめに	266
15.2 知の典拠としての情報源と情報専門職	266
15.3 情報専門職による利用者支援モデル	269
15.4 おわりに	277

あとがき……279

索引……281

初出一覧……284

I 部

図書館と情報資源に関する論考

1 章

図書館サービスの公益に関する考察

1.1 はじめに

公共図書館が提供する貸出やレファレンスサービス、および利用者別の図書館サービス等の各種のサービスは、地域社会の公益（public interest）を実現するために提供される図書館サービスである。本稿では、こうした公共図書館のサービスが担う公益について理論的に考察する。

次節では、公益概念について取り上げ、図書館サービスの公益を検討する枠組みを設定する。それを受けて、3節では図書館サービスの公益について理論的に検討する。さらに4節では、図書館の基本理念を示した米国図書館協会が制定している『図書館の権利宣言（Library Bill of Rights）』を通して、図書館サービスの公益について考察する。

1.2 公益（public interest）概念に関する検討

本節では、図書館サービスの公益について考察するにあたり、まず、公益とはどのように規定されるのかを示し、図書館サービスの公益に関する考察のための理論的枠組みを検討する。

1.2.1 公益概念の整理

『世界大百科事典』（平凡社）によれば、「公益とは、公共の利益を縮約した言葉。ある社会を構成する個人や集団の私的利益に対して、その社会の全構成員にかかわる共通の利益を指す。[中略] ある人々は、あらゆる私益から独立した客観的な公益の存在を主張するが、それを経験的に確認することは不可能

であり、結局各個人の主観的価値が公益の具体的内容に投影されることは避け難い」¹と定義されている。この定義において重要なことは、社会の全構成員にかかわる共通の利益をどのように捉えるか、すなわち、個人の主観的価値と社会的価値との間にはどのような関係があるのか、ということである。

公益概念の解釈については、社会的価値を主観的価値とは切り離して位置づける解釈と個人の主観的価値を重視する解釈とに分けられる。前者の解釈によれば、社会的価値の実現を公益とみなす立場は、個々の社会構成員の価値観とは無関係に、社会にとって正しいと推論される価値、すなわち道徳的断言命令としての社会的諸価値＝公共善の実現を公益と考えるものである²。たとえば、ある特定の政治理念や社会理念がその社会において支配的なものであるとき、その理念の実現こそが公益に資するものと見なされるのである。換言すれば、価値の多元性は重視されず、多くの人びとによって支持されているような価値の実現が公益に資するのであって、少数者が支持するような価値の実現は公益とはならない、ということになる。

それに対して、後者の社会的価値の実現を公益とはみなさず、主観的価値を重視する解釈において公益とは、個々人の利益の総和としての社会全体の利益の最大化、すなわち全体効用の最大化を公益とみなすもので、ベンサムの「最大多数の最大幸福」に象徴される功利主義を基礎においた公益観といえるものである³。この解釈では、ある社会において特定の価値が支配的であっても、その実現をもって公益とするのではなく、社会を構成する個々人が支持する多様な価値の実現を可能限り実現することが公益となる。

前者の公益観と後者の公益観は次のように説明することができる。今、社会を構成する人びとのうち、6割が価値Aを支持し、3割が価値Bを支持するとき、過半数の人びとが支持する価値Aを社会的価値としてその実現が公益に資するとするのが前者の公益観である。それに対して、価値Aのみならず、価値Bの実現をも図ろうとするのが後者の公益観といえる。換言すれば、前者の公益観は複数の価値に優劣をつけ、優勢な価値を尊重する態度に基づくのに対して、後者の公益観は複数の価値に優劣をつけることなく価値の多様性を尊重する態度に基づくものといえる。3節で詳しく取り上げるように、今日の公共図書館が依拠する理念は後者の公益観に立つものである。すなわち、異なる複数

の価値に優劣をつけることなく、個々の価値を尊重した資料の選択と提供にあたることを図書館の公益とする考え方に立つものといえる。

さて、公益という概念は、「利益」と「公共」という二つの概念からなるが、「利益」という概念は次に見ていくように、「願望」という概念と密接に関わるものである。足立幸男は「ある行為や政策Xがある人Aの利益になる」(X is A's interest)は次のような特徴を有すると指摘している⁴。すなわち、第一にXがAの利益かどうかには道徳的考慮は含まれていないこと。第二にAはXを望むという願望表現ではないこと。第三にXはAにとって願望となりうる対象であり、それが実現されればAの利益になるということ。第四にXがAの願望を満たしてくれるというような願望実現を意味するわけではないこと。

まず、第一の特徴だが、利益を意味する“interest”自体に道徳的考慮は含まれていないとは、利益はあくまでも個人に属するものであって、どのような行為がある特定個人にとって利益となるかはその個人の主体的判断による、ということである。換言すれば、Xという行為がある個人にとって利益となる場合でも、別の個人にとって不道徳なものとして捉えられるということは十分にあり得る。こうした利益に関する判断の個人依存性、価値中立性がこの第一の特徴といえる。

しかし、“public”という単語が“interest”に冠されるとき、そこには道徳的考慮を踏まえた社会的価値が含意される解釈が生み出されることになる。すなわち、先述のとおり、利益の個人依存性と価値中立性を原則として社会を構成するすべての人びとにまで拡張する公益観とは異なり、道徳的な考慮を伴う社会的価値を重視する公益観が形成されることになる。後に詳しく取り上げる図書館の公益観は価値中立性に基づく前者の公益観に立つものである。

図書館の公益観を考えるうえで、第二以下の願望に関わる特徴は重要である。第二と第三の特徴は、ある行為や政策が利用者にとって利益になるものが、利用者の具体的な願望に基づいて生み出されるわけではない、ということの意味している。すなわち、利用者にとって利益となる図書館サービスは利用者から具体的に願望され要求されたうえで、提供されるものばかりではない、ということである。換言すれば、利用者から具体的な願望や要求の提示を待つことなく、利用者の利益となるサービスを図書館が能動的に提供するという発信型

のサービスが、図書館の公益を実現するには重要となる、ということである。

第四の特徴は、利用者にとって利益となるものとして、利用者から願望され要求された図書館サービスであっても、図書館からそのサービスが提供され、願望が実現されることを保障するものではない、ということの意味する。すなわち、利用者にとって利益となるサービスとして図書館が認識していても、図書館の人的資源や財源等により、提供できない場合があるということである。また、利用者側で願望されているサービスであっても、そのことが具体的に図書館に提示されないがゆえに、図書館によって提供されない場合もある。というのも、願望はあくまでも個人の意識レベルのものであるのに対して、要求は他者に願望の内容が伝達、表明されなければならないからである。

次に、public の概念について見ていきたい。足立は、public に付与されている種々の規定のうち、公益 (public interest) の理解にとって重要となる public の意味を「コミュニティのすべての構成員に開かれたところの、一定の条件を備えたすべての人 (名詞としての public = 公衆) によって享受されたり、共有されたりするところの、公衆の、公開の」と規定している⁵。この規定から、公益とは、「公衆によって享受されたり、共有されたりする利益」ということになる。

それでは、この規定にある「公衆 (public)」とは何であろうか。『世界大百科事典』によれば、公衆とは「メディアを用いたコミュニケーションで結ばれている人間集団」⁶としている。ここでメディアとは新聞や雑誌などのマスメディアである。また、『日本大百科全書』では「公的に表明されるいかなる意見に対しても、ただちに効果的に反応できる機会を保障する公的コミュニケーションが存在すること」を公衆社会の特徴としてあげている⁷。

公衆に関するこれらの規定から、公共図書館と公益の関係に関する興味深い構造が導かれる。すなわち、公共図書館という社会的機関が、情報資料の提供サービスを通してコミュニティにおけるマスメディアを用いたコミュニケーションを促進し、公衆を形成させる場として機能している、ということである。ここで、情報資料の提供は公衆が等しく享受する図書館サービスの公益である。このように、図書館においては、公衆の形成と公益の実現が同時に進行しているという図書館のもつ公益性に関する特異な構造を指摘できるのである。

この公益の実現と公衆の形成との相互依存構造が、図書館サービスの公益の特徴といえる。

さて、行政が担うべき政策のなかで、障害者や経済的弱者に対する優遇措置などは、一見すると、社会の構成員の効用の総和を最大化するという公益観や優勢な社会的価値の実現を公益とする考え方から、排除される可能性がある。そのような優遇措置に関する政策の意義は、公益とは別の原理、すなわち、正義や平等という観点からの説明が必要と考えられている⁸。このことを公共図書館にあてはめるならば、無料制の規定により、利用者の経済能力にかかわらず、等しく同様のサービスを提供し、障害をもつ利用者には特別のサービスを準備し無償で提供することは、公益の観点からは説明ができない、ということになる。しかしながら、次項において示すように、正義や平等という原理に基づく政策は、社会的価値の実現を公益とする考え方とも、また社会の構成員の利益や効用の最大化を図る公益の考え方とも矛盾しないどころか、この正義や平等という原理は公益の実現に不可欠な役割を果たすことになる。

1.2.2 公益とロールズの正義論

本項では、行政が担う政策の選択において、正義や平等という原理は公益の実現において不可欠な要素となることを見ていきたい。

正義や平等は、一般に利益 (interest) や願望とは無関係な倫理的次元に属する市民社会を支える理念として捉えられている。しかしながら、正義と平等の原理は、人びとが社会において自らの個人的利益を追求しようとするならば、依拠せざるを得ない基本的な原理として成立するものである。このことを明らかにしたのが、政治哲学者 J. ロールズ (J. Rawls) である。

ロールズはその著書『正義論』のなかで、社会において個人がむきだしの私益を重視するところに成立する正義と平等の原理を明らかにしている⁹。すなわち、公益を個人の利益から生じる効用の集合であり、社会全体の効用を最大化するものとして捉える公益観と矛盾することなく、行政の政策原理となる正義、自由、平等という原理が導かれることを示したのである。土屋恵一郎も、ロールズの正義論について“市民的自由と平等という近代の政治思想を、市民社会のイデオロギーではなく、人びとの合理的選択が到達せざるをえない、社

会システム”¹⁰として、その意義を高く評価している。

では、何ゆえ人びとは個人的利益を追及しようとして合理的選択を行うとき、平等という正義の原理を採用し、それが公益の達成につながるのであろうか。ロールズは、正義の原理を選択するときの条件として「原初状態」と称する次のような状態を設定している。すなわち、ある人間は社会の一般的事実についてすべて知っていて、しかも他人の利害に無関心で、自分の有利な条件を追及するような状態である¹¹。ここでいう社会の一般的事実とは、人間社会における差別、不平等、貧困などである。原初状態では、これらの社会的事実を知るなかで、自分の利益を最大化する人間が想定されている。さらに「無知のベール」という重要な条件が加わる。すなわち、自分のアイデンティティについてはわからない状態である。具体的には、自分がどのような能力をもち、どんな階級に属し、どの程度の経済力をもちえるのか、わからない状態であり、また、どのような思想・信条を支持し、いかなる宗教を信仰するのかも、わからない状態である。

このような「原初状態」と「無知のベール」という条件設定のもとでは、人びとは合理的選択をするとき、平等という正義の原理に依拠する、というのがロールズの正義論の要諦である。人間の合理的選択行動が平等という正義の原理に従うメカニズムについて、土屋は次のような日常的な出来事を通して見事に説明している。

ある有名なケーキ屋で買ってきたイチゴのショートケーキがテーブルにあったとする。これを5人で分けて食べようとするが、全員、大好物なので、人より大きいところを食べたいと思っている。ケーキにナイフを入れる人が最後に残ったところを食べることにした。このとき、ケーキを切る人は、均等に切るだろう。なぜなら、均等に切らないと、大きい部分を先にとられ、一番最後に、小さい部分が残し、それを食べるしかないからである。¹²

この事例は、平等という原理に基づいて行動することが自己の利益を最大化することを意味している。この原理は社会的な事象一般における選択行動原理

にまで拡張可能なものである。自分がいつ何時不幸な状態、悲惨な境遇に陥るかもしれないとするならば、そのときに被る不利益を最小限にするための政策を選択することが、個人にとって合理的な選択となるからである。

無知のベールを仮定するとき、社会は経済的不平等を是正する政策、多種多様な価値観の存在を認めることが必要となる。なぜなら、われわれは自分の置かれている現在の状態、今後の状態についてすべてを知りえているわけではない。そうであるとするならば、現在は経済的に恵まれており、また、ある思想・信条を支持していても、将来にわたって、その状態が継続するという保障はない。そうであるならば、経済的に困窮した状態に置かれた場合に救済される社会制度があることが望まれる。また、今とは異なる思想・信条を信奉することになっても、そうした思想・信条への信奉が認められている社会であることが好ましい状態といえよう。このように、無知のベールのもとでは、多種多様な意見や考え方が認められ、不平等を是正するような社会が、長期的に見て私益（自己の利益）を追求する個人にとって最も望ましい社会となるのである。

こうして、ロールズの次のような正義の原理が導かれることになる。

第一原理 基本的自由に関しては全員に平等な分配を命じる。

第二原理 社会的・経済的不平等を、①公正な機会均等を、および②最も不遇な人々の利益の最大化を図る（格差原理）、という二つの条件にあわせて調整する。¹³

ロールズの正義論からみると、自己の利益と公益（public interest）としての社会全体の利益は決して矛盾するものではない。自己の利益を最大化しようとするとき、社会的公正という正義の原理を選択せざるをえないのである。このロールズの正義論は、自由主義社会の基本的原理として機能するばかりでなく、行政が取り組むべき政策課題を決定するうえで重要な原理として位置づけられよう。このことを教育についてあてはめて考えるならば、J. S. ミル（J. S. Mill）の教育と国家の関係について次のような考え方が導かれる。すなわち、教育への国家の関与の範囲を、教育を受けるために必要な経済力のない家庭や子どもたちへの支援にとどめるというものである¹⁴。この考え方は、ロールズ

の正義論から説明することができる。すなわち、基本的自由の平等な配分を規定した正義の第一原理によれば、思想信条の「自由」は尊重されなければならない。さらに、最も不遇な人びとの利益の最大化を規定した正義の第二原理（格差原理）からは、経済的に恵まれていない子どもや家庭への支援の必要性が導かれる。図書館サービスの無料制は、知識や情報へのアクセスにおいて経済的能力の影響を排除するという点で、正義の第二原理である格差原理からも高く評価されるものであり、経済的に恵まれない子どもの主体的な学習機会を提供する方針といえる。

ロールズの正義論において特に重要な点は、繰り返しになるが、自己のアイデンティティを確定できないという「無知のヴェール」であり、それゆえ多様な価値観が並存する状況が保障されていなければならない、ということである。多様な価値観が並存し、自らがどの価値観に依拠するかがわからない状態では、常に多様な価値観に接する公正な機会を人びとに保障することが重要となる。ロールズの正義論は、多様な価値観へのアクセス機会を保障する仕組みが確立していることこそが社会全体の公益につながることを示唆しているのである。そして、この多様な価値観へのアクセス機会を保障するために社会に要請される存在が図書館なのである。3節で詳しく取り上げる『図書館の権利宣言』の中で図書館の理念として示されている多様な価値観を尊重した資料の選択・収集と提供は、正義の第一原理である基本的自由の平等な配分の原理からも重要なサービス方針といえる。そして、こうした正義の原理に依拠することが、図書館サービスの公益の実現に資することにつながるのである。

1.2.3 図書館サービスの公益

公共図書館の目的はサービス対象である個々の市民と市民が構成する社会の公益を実現することであり、そのために図書館は特定の価値観に依拠した資料選択方針は採らず、多様な価値観を尊重した情報資料の選択・収集と提供を進めている。こうした図書館の理念は、社会の構成員の享受する効用の最大化を図る公益に合致するものである。それゆえ、図書館の公益は図書館利用者の求める情報・資料を提供することにより利用者が個々の利益から得る効用の総和として捉えることができる。

ここで注意すべきことは、図書館サービスの目的は、あくまでも個々の利用者の要求を充足することであって、利用者全体の利益と効用の総和を最大化することではない。利用者全体の利益と効用の総和を最大化することを重視するあまり、ある特定の利用者の利益と効用が無視された状態にあれば、その総和は何の意味もない。たとえば、視覚障害者へのサービスの提供には、点字資料の作成、朗読サービスなど、図書館には多くの時間と労力が必要となる。利益の総和という観点からいえば、視覚障害者へのサービスに要した時間と労力を一般利用者に振り向けたならば、利益の総和は大きくなるだろう。そこで、図書館は視覚障害者へのサービスを提供しない、という選択をしたならば、図書館の社会的存在意義はない。このような選択は、ロールズの提示した正義の第二原理である格差原理である「最も不遇な人々の利益の最大化を図る」という点からも否定されなければならない。さらには、今現在、障害を持たない利用者でも、今後、障害をもつ可能性を完全に否定することができない以上、障害をもつ境遇になった時点においても、図書館サービスを通して利益を享受できる図書館サービス方針が保障されていることが、コミュニティを形成する利用者全体の公益につながることに留意しなければならない。

1.3 図書館サービスの公益観の類型とその展開

ここでは公益の観点から図書館サービスはどのように捉えることができるのかについて、J. Z. ニテッキ (J. Z. Nitecki) の論考¹⁵をもとに考察する。まず、ニテッキが図書館サービスの公益を考察する際に使用した公益の定義について、前節で取り上げた公益に関する二つの解釈との関係をふまえながら見ておきたい。

1.3.1 手続き主義・概念主義・文脈主義による公益観

ニテッキは、表1-1に示したように、図書館サービスに関わる公益について、手続き主義、概念主義、文脈主義の3種類に定義している¹⁶。

まず、手続き主義だが、これは、公益を手段として、すなわち社会の全体的な目標を実現する方法を定めた「規範」として公益を定義するものである。こ

表 1-1 公益に関する定義

		解釈		
		手続き	概念	文脈
公 益	“公共 (public)”	伝統的	持続性	総和
	“利益 (interest)”	法的	集合性	個別
	定義	規範	形式	態度

出典：Nitecki, J. Z. “Public Interest and Theory of Librarianship,”
College & Research Libraries, vol. 25, 1964, p. 276.

の定義では、「公共 (public)」は歴史的展開のなかで確立された価値の積極的な表明として考えられており、伝統的な枠組みのなかで捉えられている。

しかし、手続き主義による公益の定義では、価値自体の探究には関与しない。歴史的展開のなかで確立された価値は、社会のなかの集団の利益の共存を規定した「法律」のなかを示されていると見るからである。それゆえ、法律に従った集団の利益は伝統的に確立された価値の発展に寄与することにより「公共的なもの」となる。こうして、公益に関する手続き主義的定義を支持する図書館の役割は、歴史的に確立された価値を獲得する最適な手段を提供することにより、そうした価値の実現を支援することにある。

この手続き主義的な公益の定義は、共同体における社会的価値を重視する点で、公益に関する第一の解釈、すなわち社会的価値の実現を公益とみる考え方に相当するものといえる。そこには、個人のアイデンティティの複数性や、複数の物語を生きる人間、世界の複数性を横断的に生きる個人、無縁の公共性は認められていない。ここで、無縁の公共性とは、“家族、身分、階級、といった、人間の出生にかかわる自然の共同体から離れ、無縁の者たちによって作られた人工の共同性”¹⁷が作りだす公共性である。こうした共同体論においては、人間は一つの物語を生きるものであり、その基盤に家族、都市、国家をおくがゆえに、公益の手続き主義的定義には、個人のもつ複数性、価値の多元化への視点を欠くものとなる。

次に概念主義的な公益の定義であるが、これは社会が熱望するモデルや形式となるような公益の理想的、持続的な概念の受容に基づいている。この定義で

注・引用文献

- 1 : 世界大百科事典. 第9巻. 改訂新版, 平凡社, 2007, p. 255.
- 2 : 足立幸男. 政策評価における公益 (Public Interest) 概念の意義と役割. 年報政治学. 1983, vol. 34, p. 59.
- 3 : 前掲2, p. 59.
- 4 : 前掲2, p. 62.
- 5 : 前掲2, p. 62-63.
- 6 : 前掲1, p. 417
- 7 : 日本大百科全書 8巻. 2版, 小学館, 1994, p. 722-723.
- 8 : 前掲2, p. 65.
- 9 : Rawls, J. A. *Theory of justice*. Harvard University Press, 1971, 607p. (ロールズ, ジョン. 正義論. 矢島鈞次監訳. 紀伊国屋書店, 1979, 482p.)
- 10 : 土屋恵一郎. 正義論／自由論. 岩波書店, 2002, p. 37.
- 11 : 前掲9.
- 12 : 前掲10, p. 35-36.
- 13 : 前掲9.
- 14 : ミル, J. S. 自由論. 塩尻公明, 木村健康訳. 岩波書店, 1971, p. 211-212.
- 15 : Nitecki, J. Z. Public interest and theory of librarianship. *College & Research Libraries*. 1964, vol. 25, p. 269-278, 325. この論文は, J. H. Shera や P. Butler らの論文とともに次の論集に採録されている。
McCrimmon, Barbara ed. *American library philosophy : an anthology*. The Shoe String Press, 1975, p. 172-190.
- 16 : 前掲15, p. 276.
- 17 : 前掲10, p. 21-22.
- 18 : 前掲15, p. 269-271.
- 19 : 前掲14, p. 36-37.
- 20 : 前掲15, p. 269-271.
- 21 : “図書館の権利宣言”. 図書館の原則 : 図書館における知的自由マニュアル (第6版). アメリカ図書館協会知的自由部編. 川崎良孝ほか訳. 改訂版. 日本図書館協会, 2003, p. 61-62.
- 22 : 前掲21, p. 61-62.
- 23 : 前掲21, p. 61-62.
- 24 : 川崎良孝. 図書館の歴史 : アメリカ編. 増訂第2版, 日本図書館協会, 2003, p. 207.
- 25 : 前掲15, p. 277.

あとがき

インターネット情報源の普及と拡大は、図書館にさまざまな影響を与え、改めて図書館の存在意義を検討する事態を迎えているように思われる。その影響は、本書でも取り上げているように、レファレンスサービスの利用件数の低下やウェブ情報源を優先する利用者の情報選択行動となって現れている。このような状況において、図書館が扱う図書や雑誌記事等の文献を中心とする資源のもつ特性に改めて注目し、図書館の存在意義と社会的使命を見定める必要があるだろう。

従来、自明視してきた専門家が書き手となる図書や雑誌記事という資源は、インターネット情報源と比較するとき、信頼性・典拠性を有するきわめて特異な存在であり、知識を獲得する資源として重要な機能を有するものとして位置づけられる。図書館資源の中核を形成する図書や雑誌記事が情報というよりも、知識を得るための資源として機能することは次のような日常言語の使用法を見れば明らかである。

たとえば、地震に関するニュース速報の報道の際、「津波の発生の有無について、“情報”が入り次第、直ちにお伝えします」というアナウンサーの言葉で使用されている“情報”は“知識”という用語に置き換えられることはないだろう。それとは逆に「今回の地震の発生メカニズムはプレートテクトニクスによるものとの気象庁の説明がありました」というアナウンサーの言葉にある“発生メカニズムとしてのプレートテクトニクス”という説明は、気象庁の地震に関する専門家のもつ専門知識が示されたとみることができよう。このプレートテクトニクスについてより詳しく知りたいと思った視聴者は、まずはサーチエンジンを検索して調べようとするであろうが、検索されたサイトにある記述の最後に出典として、地震学者による「地震に関する専門図書」が明示されていることを知るであろう。さらに詳しく知りたい場合には、その専門図書を選択し利用することになろう。

このように、図書館が扱う図書や雑誌記事（学術論文）は、まさにこうした専門知識が記録された知識資源として機能するものである。そして、「津波の

発生に関する新しい情報」を得る手段として、図書や雑誌記事ではなく、速報性と即時性を特徴とする TV やウェブサイトが選択されることは明らかであろう。上述した事例は情報と知識の区別を示した一例に過ぎないが、図書館のあつかう資源が即時的なものでなく中長期的な価値を有する知識を獲得するための資源として機能するものであることがわかるであろう。

情報の信頼性が大きな社会問題になっている今日、知識が記録された文献を扱う図書館は知識基盤社会を支える重要な存在として位置づけられるものであり、知識を求める人間と文献とを仲介する図書館員の役割はこれまで以上に重要視されなければならない。

最後に、本書の刊行の機会を与えていただき、編集過程において種々お世話になりました樹村房の大塚栄一社長に深く感謝申し上げます。

平成29年9月3日

齋藤 泰則

[著者紹介]

齋藤泰則（さいとう・やすのり）

1958年2月 栃木県に生まれる

1980年3月 慶應義塾大学文学部図書館・情報学科卒業

1992年3月 東京大学大学院教育学研究科博士課程単位取得退学

2005年4月より 明治大学文学部准教授

2008年10月より 明治大学文学部教授，現在に至る

主な業績：『利用者志向のレファレンスサービス』（単著，勉誠出版，2009），

『学習指導と学校図書館』（編著，樹村房，2016）

論考 図書館とレファレンスサービス

2017年12月18日 初版第1刷発行

〈検印省略〉

著 者 © 齋 藤 泰 則

発 行 者 大 塚 栄 一

発 行 所 株式会社 樹 村 房

JUSONBO

〒112-0002

東京都文京区小石川5-11-7

電 話 03-3868-7321

F A X 03-6801-5202

振 替 00190-3-93169

<http://www.jusonbo.co.jp/>

印刷 亜細亜印刷株式会社

製本 株式会社渋谷文泉閣

ISBN978-4-88367-283-7 乱丁・落丁本は小社にてお取り替えいたします。